

# IR整備法案第39条について

## 第39条

カジノ事業を行うことができる旨を明記

(前段)

認定設置運営事業者は、カジノ管理委員会の免許を受けたときは、当該免許に係るカジノ施設において、当該免許に係る種類及び方法のカジノ行為に係るカジノ事業を行うことができる。

一定のカジノ行為について賭博罪等を適用しない旨を明記

(後段)

この場合において、当該免許に係るカジノ行為区画で行う当該カジノ行為(※)については、刑法第185条及び第186条の規定は、適用しない。

(※) 停止命令や法律によりカジノ行為を行ってはならない場合を除く。

刑法の賭博に関する  
法制との整合性の確保

⇒ IR整備法案で十分な規制を整備

IR整備法案は、以下の各「観点」に関する事項を踏まえて立案されており、全体として、刑法が賭博を犯罪と規定している趣旨を没却するようなものではなく、法秩序全体の整合性は確保されている。

- ① 目的の公益性
- ② 運営主体等の性格
- ③ 収益の扱い
- ④ 射幸性の程度
- ⑤ 運営主体の廉潔性
- ⑥ 運営主体の公的管理監督
- ⑦ 運営主体の財政的健全性
- ⑧ 副次的弊害の防止

刑法第35条の解釈によらず、  
直接、賭博罪等の適用を  
しない旨を明記

⇒ IR・カジノ事業の安定的な運営に対する信頼と  
予見可能性を確保